

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項に基づく行政監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年5月31日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 浅野弥史

記

1 定例監査及び行政監査

- (1) 監査の対象部課等 上下水道部 経営企画課、水道管路維持課、水運用センター
教育委員会 中央公民館、元木公民館
- (2) 監査の期間 令和5年4月12日から令和5年5月29日まで
- (3) 監査の範囲
ア 定例監査 令和4年度の事務事業の執行状況
イ 行政監査 令和4年度の各種団体等の経理事務
- (4) 監査委員の関与
菊地健太郎前監査委員及び武田聡前監査委員は令和5年4月30日までの監査に関与した。
- (5) 監査の結果
ア 定例監査

部課等名	監査の結果
上下水道部 経営企画課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 FMラジオスポット広報番組制作・放送業務委託契約事務において、業務実施日の決裁日より、予定価格調書の決定日が早かった。
上下水道部 水道管路維持課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 水運用センター	指摘する事項はなかった。

教育委員会 中央公民館	指摘する事項はなかった。
教育委員会 元木公民館	指摘する事項はなかった。

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
上下水道部 経営企画課	該当する監査項目はなかった。
上下水道部 水道管路維持課	該当する監査項目はなかった。
上下水道部 水運用センター	該当する監査項目はなかった。
教育委員会 中央公民館	該当する監査項目はなかった。
教育委員会 元木公民館	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 元木公民館利用団体協議会の経理事務において、令和4年度に帰属させるべき会費を、令和3年度末に徴収していた。

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会社会教育青少年課

(2) 監 査 の 期 間 令和5年4月20日から令和5年5月29日まで

(3) 監 査 の 範 囲

中央公民館及び元木公民館に係る令和4年度の財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査委員の関与

菊地健太郎前監査委員及び武田聡前監査委員は令和5年4月30日までの監査に関与した。

(5) 監査の結果

部課等名	監査の結果
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(8) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。